

# 熊本県非常勤職員 博物館活動嘱託員 (歴史分野)

## 試験案内・申込書

熊本県非常勤職員「博物館活動嘱託員」の試験案内と申込書は、熊本県ホームページ、熊本県総合博物館ネットワークポータルサイト「熊本県博物館ネットワークセンター」ホームページからも閲覧と印刷ができます。

熊本県ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本県総合博物館ネットワークポータルサイト「熊本県博物館ネットワークセンター」  
ホームページ <http://kumamoto-museum.net/kmnc/>

熊本県

# 博物館活動嘱託員(歴史分野)試験案内

## 1 職種名、職務内容、採用予定人数及び勤務条件等

- (1) 職種名：博物館活動嘱託員(歴史分野)
- (2) 職務内容：博物館活動に係る諸業務(博物館資料の分類整理・調査研究、講座等の運営、ボランティアの指導等)
- (3) 採用予定人数：1人
- (4) 勤務場所：熊本県博物館ネットワークセンター  
(熊本県宇城市松橋町豊福1695)
- (5) 勤務条件
  - 任期：平成31年3月31日まで。ただし、勤務成績が良好な場合は、更新することがあります。
  - 勤務時間：1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内とし、1日の勤務時間は6時間又は5時間(午前10時から午後5時の範囲で所長が定める)。
  - 報酬：6時間勤務日額8,190円、5時間勤務日額6,830円
  - 手当：通勤費用相当額(支給要件あり)  
※他の手当はありません。
  - 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律により休日とされている日及び年末年始(12月29日から1月3日までの日)  
※催事によっては、勤務いただく場合があります。
  - 保険：健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

## 2 受験資格

- ①学芸員資格又は教育職員の普通免許を有する方。
  - ②博物館等に勤務し学芸業務に2年以上従事した方。
- 上記①又は②に該当する方。  
(平成30年11月末日までに条件を満たす方を含みます。)
- ※現在、熊本県の非常勤職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も受験できます。ただし、採用にあたっては一定の制限があります。詳細については、7採用方法等(3)を参照してください。

次の事項に該当する方は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人(民法改正の改正措置としての準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の方法等

- (1) 専門試験：専門知識を問う記述式による筆記試験を行います。(試験時間：120分間)
- (2) 面接試験：個別に面接試験(口述試験)を行います。(試験時間：15分間程度)  
[注意：受験の際に持参するものについて]
  - ・受験票、筆記用具(ボールペン、鉛筆・消しゴム等)
  - ・時計は、計時機能だけのものに限りします。

## 4 試験の日程等

- (1) 試験日：平成30年11月23日(金)
- (2) 日程：午前9時30分 受験者着席  
午前9時40分～11時40分 専門試験  
午後1時30分 面接試験
- (3) 会場：熊本県博物館ネットワークセンター
- (4) 試験合格発表

合格者の発表は、平成30年11月30日（金）に行います。

試験受験者全員に、郵送により文書で可否を通知します。また、正午に合格者の受験番号を熊本県博物館ネットワークセンターロビーに掲示するとともに、熊本県ホームページ<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>、熊本県総合博物館ネットワークポータルサイト「熊本県博物館ネットワークセンター」ホームページ<<http://kumamoto-museum.net/kmnc/>> 新着情報一覧に掲載します。

## 5 申込先、受付期間等

申込 手 続	申込先	熊本県博物館ネットワークセンター 〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福1695 電話0964-34-3301	
	申込上の注意 点	○申込書、ハローワークからの紹介状、受験資格を証する書類※1及び官製はがき（表面に住所・氏名及び郵便番号を記入、裏面に受験票を貼付したものを、上記の申込先に郵送又は持参してください。郵送する場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「非常勤職員申込」と朱書してください。 ○申込書には必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真※2を貼ってください。 （※1）受験資格を証する書類 学芸員資格を有することを証明する文書の写し、教育職員の普通免許状の写し又は従事した機関の所属長が勤務期間を証明した書類の原本（いずれか1つ提出が必要です）。 （※2）写真 申込み前3ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの（縦3.5cm、横3cm程度のもので、裏面に氏名と生年月日を記入し、所定の箇所に貼ってください）。	
	受 付 期 間	平成30年10月22日（月）～11月14日（水） 持参の場合 受付時間：午前9時～午後5時まで 郵送の場合 申込期間の最終日までに必着	
受験票の 交 付	受付期間終了後、受験票を郵送しますが、11月19日（月）までに届かない場合は、至急申込先まで問い合わせてください。		

## 6 試験結果の開示について

この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が、受験票又は可否通知書を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に直接開示場所へおいでください。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1ヶ月間	熊本県博物館ネットワークセンター

## 7 採用方法等

- 最終合格者については、職種ごとに「非常勤職員任用者名簿」に登載し、平成30年12月21日以降、非常勤職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- 合格の有効期間は、合格発表の日から平成31年3月31日までとしますが、有効期間内の非常勤任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。
- 現在、県の非常勤職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も受験できます。ただし、採用にあたっては、採用の時点において、県の機関の非常勤の職又は臨時の職を退職後、直近の任用期間に応じ2週間から6ヶ月経過していなければ、新たに任用されません。この場合、合格者名簿に登載されたその他の任用可能な方を、成績順で任用することになります。

前回の任用期間	経過期間
2ヶ月までの者	2週間経過後
2ヶ月を超え1年6ヶ月までの者	1ヶ月間 //
1年6ヶ月を超え3年までの者	2ヶ月間 //
3年を超える者	6ヶ月間 //

◎ 問い合わせ先

熊本県博物館ネットワークセンター

〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福1695

電話0964-34-3301